

# 大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定について(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)

## ■大規模地震・津波災害応急対策対処方針(中央防災会議幹事会・平成29年12月決定)

大規模地震・津波災害が発生した際に、各防災関係機関がとるべき行動内容等を定めるもの

※大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用

## ■南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会・平成27年3月決定)

南海トラフ地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの

## ■首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会・平成28年3月決定)

首都直下地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの

### 主な改定項目

#### 最近の施策の進展等を踏まえた改定の内容

##### ○緊急通行車両等の通行体制の確保

- ・災害対策基本法施行令等の一部の改正(令和5年9月1日施行)に伴い、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となることを追加(i~iii共通)

##### ○感染症への対策

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し(i~iii共通)

##### ○災害対策用移動通信機器の貸出

- ・総務省が移動通信機器を各総合通信局等に配備し、地方公共団体等に貸出可能な体制を整備することを追加(ii~iii共通)

##### ○大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備

- ・保健・医療・福祉の連携の重要性を反映(i~iii共通)

#### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更に伴う改定の内容

##### ○緊急災害現地対策本部の設置場所等

- ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を踏まえ、現地対策本部の設置場所・所管区域を規定(i)

#### 緊急輸送ルート、防災拠点等の更新

- ・緊急輸送ルートの見直し(ii、iii)
- ・救助活動等の広域応援部隊の派遣規模の更新(ii、iii)
- ・航空搬送拠点の追加(ii、iii)

i : 大規模地震・津波災害応急対策対処方針  
ii : 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画  
iii : 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画